

千葉市立海浜病院接遇委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員の接遇意識を向上することにより、患者本位の医療の提供ができるよう千葉市立海浜病院接遇委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、もって患者サービスの充実を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 接遇に関連した患者及び家族又は市民からの意見を収集し、職員全体に周知する。
- (2) 収集した内容から改善の必要があるものに関して検討を行い、検討した結果を職員全体に周知する。
- (3) 接遇に関する意識向上のための啓蒙活動を行う。
- (4) 適切な接遇が現場で行われているか確認するため、必要に応じてラウンドを行う。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 医師
- (2) 看護職員
- (3) 医事室職員
- (4) 医事関連委託職員
- (5) 前第1号から第4号に掲げる職員のほか、各部門・職種から委員長に指名された者（数名）

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、医事室長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長の指名による者とする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が原則として毎月1回これを招集する。ただし、委員長は、必要なときに臨時に委員会を招集することができる。

(報告)

第6条 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

附 則

この要綱の制定により千葉市立海浜病院接遇委員会規定は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。